

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

第6準備書面

令和6年7月11日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一
外

被控訴人の第2準備書面に対する反論

目次

被控訴人の第2準備書面に対する反論	- 1 -
第1 被控訴人の第2準備書面（以下「同準備書面」）第2の「(控訴人らの) 人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如」に対する反論	- 4 -
1 第1層から第4層までの防護がいつ、どのような原因と経過で破られ、大事故が発生するかを明らかにすることは、不可能である。想定外の事由によって、大事故が発生するからである（甲B44の1～4）。	- 4 -
① 規制委員会と原発を設置している電力会社がそれをしていない	- 4 -
② 福島第一原発事故を予測した人はいない	- 4 -
③ 最高裁令和4年6月17日付判決の趣旨に反する（控訴人の第1準備書面の6頁～7頁）。	- 5 -
④ まとめ	- 6 -
2 不可能であることを訴訟要件にすることは、避難計画が前提にしている「大事故	

故があり得る」ことまで否定することになる.....	- 6 -
3 「大事故があり得ること」の否定は、重大な副作用をもたらす.....	- 7 -
4 「大事故があり得ること」の否定は、公知の事実の否定.....	- 7 -
5 「大事故があり得ること」の否定は、常識に反する.....	- 8 -
6 「大事故があり得ること」の否定は、避難計画における安全神話の復活....	- 8 -
7 被控訴人が引用する判例について.....	- 8 -
8 まとめ.....	- 8 -
第2 同準備書面第3の「宮城県報告書概要版の概要等」（以下「概要版」）に対する反論.....	- 8 -
1 概要版と避難計画の実効性との関連性が明らかにされていない.....	- 8 -
2 控訴人らが主張する「検査場所は開設できない」「バスの確保と配備ができない」に影響を及ぼすものではない.....	- 9 -
3 被控訴人の概要版に関する上岡氏意見書の記載への反論について.....	- 9 -
第3 同準備書面第4の「上岡氏意見書の「段階的避難」に関する前提が誤っていること」に対する反論.....	- 10 -
1 検査場所を開設できず、バスの確保と配備ができなければ、一時移転自体不可能である.....	- 10 -
2 段階的避難は一斉避難になる.....	- 11 -
第4 同準備書面第5の「上岡氏意見書に対する反論」について.....	- 12 -
1 避難計画の問題点は、検査場所が開設できず、バスの確保と配備ができないことにある.....	- 12 -
2 一定の時間があっても検査場所が開設できず、バスの確保と配備ができないことに変わりはない.....	- 12 -
3 問題点を具体的に記載している.....	- 13 -
4 追加シミュレーションに言及していなくても結論に変わりがない.....	- 14 -
5 風向・風速いかんにより一斉避難になる.....	- 15 -
6 「検査場所を開設できない」ことに変わりがない.....	- 16 -

7	「バスの確保と配備ができない」ことも変わりがない	- 17 -
8	「トイレ・食料・水等の避難者の生理的欲求」の問題について	- 19 -
9	能登半島地震のような地震が発生すれば、女川地域においても同じ被害が発生する	- 19 -
10	道路支障箇所が発生すれば、避難は不可能である	- 21 -
11	「上岡氏意見書の「第3」の「その2」の能登半島地震の実態をみれば、原子力災害対策指針に記載された緊急時対策は実行不可能である」について	- 22 -
第5	結論	- 23 -

第1 被控訴人の第2準備書面（以下「同準備書面」）第2の「(控訴人らの) 人格権侵害の具体的危険の主張立証の欠如」に対する反論

この主張に対する反論は、既に提出している控訴理由書の第2（一審判決の誤り）及び控訴人の第1準備書面の第2（控訴答弁書の誤り）、控訴人の第2準備書面、控訴人の第4準備書面の第1のとおりである。これまでの反論を改めて整理すると、以下のとおりである。

1 第1層から第4層までの防護がいつ、どのような原因と経過で破られ、大事故が発生するかを明らかにすることは、不可能である。想定外の事由によって、大事故が発生するからである（甲B44の1～4）。

① 規制委員会と原発を設置している電力会社がそれをしていない

可能であれば、規制委員会と被控訴人及び原発を設置している電力会社がそれをして、予防対策に役立てるべきであるが、していないのは、不可能であるからである。

② 福島第一原発事故を予測した人はいない

2011年3月11日という特定の日に、巨大地震によって送電線を支える鉄塔が倒れ、外部からの送電が全て停止し、巨大津波によって敷地と発電設備が水浸しになることを正確に予測した人はいない。敷地を越える津波があり得るといふ予測はあっても、それがいつなのか、どのような経過で長時間の電源喪失と冷却困難（メルトダウン）に至るのかを予測した人もいない。

福島第一原発事故前の「原子力安全白書（平成2年版）¹」では、原子炉の安全性アセスメント（P S A : Probabilistic Safety Assessment）が紹介され、重大な炉心損傷事象発生の確率は1炉年（1基の原子炉が、点検中等を除き正味1年間運転した期間）あたり10のマイナス5乗、すなわち10万炉年に1回であるとされ「工学的知見からはシビアアクシデントは起こりえ

¹ (旧) 原子力安全委員会『原子力安全白書』1991年3月、p. 227

ないと判断するに十分な程小さい」とされていた。その理由として「良好な解析結果が得られているのは、主に我が国の外部電源と非常用ディーゼル発電の信頼性が高いことと起因事象の発生が少ないという実績に原因している」と記述されている。ところが福島第一原発事故では「起因事象の発生が少ない」はずの「想定外」の地震・津波により、「信頼性が高い」はずの外部電源と非常用ディーゼル発電が真っ先に機能を喪失したために、放射性物質の大量放出に至った。福島第一原発事故を経て緊急防護対処設備がいくつか追加されているとはいえ、第1層から第4層までの防護が「想定外」により破綻する可能性が除去されたわけではなく、「シビアアクシデントは起こりえない」との立証こそ不可能であるから、「具体的危険性」については控訴人が主張立証するまでもない前提である。

③ 最高裁令和4年6月17日付判決の趣旨に反する（控訴人の第1準備書面の6頁～7頁）。

最高裁は令和4年6月17日福島第一原発事故の国家賠償訴訟において、

「今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、現実には発生した地震の規模は、津波マグニチュード9.1であった。」

「試算された津波による上記建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、現実には到来した津波による上記建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んだ。」

「試算された津波の高さは、上記建屋の敷地の南東側前面において上記敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては上記敷地の高さを超えることはなく、上記津波と同じ規模の津波が上記発電所に到来しても、上記敷地の東側から海水が上記敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には

は、津波の到来に伴い、上記敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が上記敷地に浸入した。」

「等の事情の下では、経済産業大臣が上記発電所の沖を含む海域の地震活動の長期評価に関する文書を前提に電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの）40条に基づく規制権限を行使して津波による上記発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを上記電力会社に義務付けていれば上記原子力事故、又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできず、国が、経済産業大臣が上記の規制権限を行使しなかったことを理由として、上記原子力事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染された者に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできない」

と判示した。国においてすら予見できないことを控訴人らに予見できるはずがない。上記①のように、その原発に将来どのようなことが起きるかを誰も予測できないからである。

④ まとめ

不可能であることを訴訟要件にすること自体不合理かつ不当である。

2 不可能であることを訴訟要件にすることは、避難計画が前提にしている

「大事故があり得る」ことまで否定することになる

「第1層から第4層までの防護がいつどのような原因と経過で破られるか」を控訴人らに求め、控訴人らがそれをできないことを理由に避難計画の実効性にメスを入れることを拒否することは、避難計画が前提にしている「大事故があり得ること」の否定に繋がる（控訴理由書第2の3の(3))。「大事故があり得ること」の否定は、以下の3、4、5をもたらす。

3 「大事故があり得ること」の否定は、重大な副作用をもたらす

「大事故があり得る」ことの否定は重大な副作用をもたらす（控訴人の第1準備書面の8頁～18頁参照）。「大事故があり得ること」の否定がもたらす重大な副作用のうち、特に原子力規制委員会前委員長の答弁の否定（控訴人の第1準備書面の11頁～15頁参照）と第5層の防護自体の事実上の否定（控訴人の第1準備書面の16頁～17頁参照）が重要である。前者は規制委員会の判断の否定である。

4 「大事故があり得ること」の否定は、公知の事実の否定

- ① 避難計画を含む宮城県（以下、県）の地域防災計画（甲B2）及びベースである原子力災害対策指針（甲B1）は、放射性物質が外部に放出される可能性を前提にしている。
- ② 被控訴人は検査場所に600名の要員を派遣することにして（控訴人の第1準備書面17頁）。県からの要員の派遣に対し、「大事故の具体的危険を主張・立証してほしい」という注文をつけずに同意しているのは、「大事故があり得る」ことを認めているからである（控訴人の第4準備書面の5頁）。
- ③ 被控訴人が女川地域原子力防災協議会の作業部会に毎回出席し、令和2年3月25日の協議会で被控訴人の増子副社長が「…避難退域時検査の要員や機材の提供…をはじめ、事業者に求められる対応について、しっかりと準備し、対応が必要になった場合には、原子力防災組織体制のもと、確実に対応していく。」旨回答している（甲B16の10）。

以上のことと、原子力基本法第2条（基本方針）「第3項」の趣旨からして「大事故があり得ること」は公知の事実である。「大事故があり得ること」を否定することは公知の事実の否定である。被控訴人の主張と被控訴人の②③の行動は明らかに矛盾している。

5 「大事故があり得ること」の否定は、常識に反する

控訴人の第1準備書面の第2の2、同第4準備書面の第1の2の③で述べたように、救命ボートの欠陥を指摘する乗客に対し、救命ボートを必要とする海難事故の時期や原因の立証を求める船長の発言が非常識であるのは、それらの立証は船長ですら不可能であるからである。のみならず、欠陥のある救命ボートを温存することになり、この2点において常識に反している。

6 「大事故があり得ること」の否定は、避難計画における安全神話の復活

上記の被控訴人の主張を裁判所が認め、避難計画に裁判所がメスを入れないことになれば、避難計画における安全神話が復活することになる（控訴理由書の24頁～27頁、控訴人の第1準備書面の17頁～18頁）。控訴人の主張する「検査場所が開設できない」「バスの確保と配備ができない」ことにもメスが入らず、避難計画の根幹の欠陥が温存されることになる。

7 被控訴人が引用する判例について

いずれの判例も（原告、債権者が主張しないこともあり）上記1～6についての言及がない。それらの論点をくぐり抜けていないのであるから、本件について参考になる判例ではない。

8 まとめ

被控訴人は上記1～7に対する実質的反論を放棄している。

第2 同準備書面第3の「宮城県報告書概要版の概要等」（以下「概要版」）に対する反論

1 概要版と避難計画の実効性との関連性が明らかにされていない

概要版によって、被控訴人が県と石巻市（以下、市）の避難計画に実効性があると主張するつもりであるとすれば、概要版と実効性との関連性を明らかに

する必要があるが、関連性が明らかにされていない。関連性が明らかにされていない以上、概要版は実効性の根拠にはなり得ない。

2 控訴人らが主張する「検査場所は開設できない」「バスの確保と配備ができない」に影響を及ぼすものではない

控訴人の第5準備書面1に記載したように、概要版は「検査場所は開設できる」「バスの確保と配備は可能」を当然の前提にしたシミュレーションである。概要版は、「検査場所は開設できる」「バスの確保と配備は可能」と判断した理由には全く触れていない。よって、控訴人らが主張する「検査場所は開設できない」「バスの確保と配備ができない」に影響を及ぼすものではない。

3 被控訴人の概要版に関する上岡氏意見書の記載への反論について

被控訴人は結論として、「調査事業においては、車両が避難退域時検査等場所における全行程を通過する時間を1台1分と設定しているものではない」（同準備書面20頁）と述べているが、控訴人は検査場所の全工程を通過する時間を明らかにしていない。

そもそも、「検査場所は開設できない」のであるから、全行程を通過する時間を計算すること自体、意味がないし、仮に開設できるとしても、県、市、内閣府は、検査場所毎の能力を調べていない。検査場所毎の能力を調べていないことは、以下の事実から明らかである（甲B第16号証の6の1～2）。

「両検査場所（鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場）の処理能力（検査を宮城県の資料の順に行い、検査済み車両が同検査場所の出口を出て、次の車両が出るまでの平均時間）を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない。」

「両検査場所の稼働日数を女川地域原子力防災協議会において調べた結果が記載されている資料が内閣府に存在しない。」

検査場所毎の処理能力を調べていないことは、鷹来の森運動公園と涌谷スタジアム野球場の検査場所における処理能力を調査した資料として開示されたものが、平成元年11月13日（水）に実施された宮城県原子力防災訓練で避難車両の検査場所を通過するに要する時間を検証した記録（甲B10の17の3）のみであることによっても明らかである。

道路も駐車場も避難車両であふれている実際の避難の現場とかけ離れた防災訓練の際の調査結果であるが、そのような状況下でも結果は「汚染の無い車両が全行程を通過するのに要した時間は平均6分5秒」「汚染のある車両が全行程を通過するのに要した時間は平均23分4秒」であった。平成元年からこれまでの間、通過に要する時間（能力）を検証していないのである。

以上からして、検査場所の全工程を通過する時間が1分ということはありません、最低でも「汚染の無い車両が全行程を通過するのに要した時間は平均6分5秒」はかかると判断されるべきである。

ちなみに、鷹来の森運動公園の検査場所では、約3万3734台の車両が検査を受けると予想される（第10準備書面7頁）。24時間休みなく稼働し、1分に1台の車両が同検査場所の出口から出て、入口から1台が入るとして、3万3734台÷60（分）÷24（時間）＝23日近くかかることになる（控訴人の第3準備書面25～27頁）。

第3 同準備書面第4の「上岡氏意見書の「段階的避難」に関する前提が誤っていること」に対する反論

1 検査場所を開設できず、バスの確保と配備ができなければ、一時移転自体不可能である

原子力災害対策指針の防護措置の考え方が被控訴人の指摘するように

「UPZ内においては、放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通

過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。その後、国の原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。O I L 1に該当する $500 \mu\text{Sv/h}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う。また、O I L 2に該当する $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。一時移転等の対象区域以外は、国の原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続する」（同準備書面21頁）

という内容であったとしても、空間放射線量率が基準値を超え、O I L 2に該当する場合は、避難計画に基づき、一時移転することには変わりがない。「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」ことになれば、一時移転自体、不可能である。

2 段階的避難は一斉避難になる

被控訴人は上岡氏の意見書について

「一時移転の対象区域となるUPZ内住民が必ず一斉に避難することが、原子力災害対策指針の防護措置を踏まえた段階的避難であるという誤った前提に立っている」（同準備書面23頁）

と反論するが、原子力災害対策指針の防護措置の考え方を前提にすれば、空間放射線量率が基準値を超え、O I L 2に該当する区域を、1日内を目途に特定し、1週間以内に一時移転を行う必要がある。その区域が $20 \mu\text{Sv/h}$ 超過し、一時移転を行うことになった以上、風速、風向きいかんで他の区域も超過する可能性がある。その可能性を知り、自主避難する人達を止められなければ、一

時移転の開始は一斉避難と区別がつかなくなる。風速ゼロが長時間続き、一時移転の区域が長時間固定されるという稀な現象が生じない以上、段階的避難は一斉避難になる。常に段階的避難になるという保証はどこにもない。それ故、国も県も市も最悪を想定した早めの避難を呼びかけざるを得ないのである（甲B46の2～3）（控訴人の第4準備書面の8頁～10頁参照）。

第4 同準備書面第5の「上岡氏意見書に対する反論」について

1 避難計画の問題点は、検査場所が開設できず、バスの確保と配備ができないことにある

被控訴人は、

「これらの指摘は、女川地域の緊急時対応に記載されているUPZ内における住民避難の具体的な対応に関してどのような点で問題があるのかについて具体的に記載しておらず、女川地域の緊急時対応に記載されているUPZ内における住民避難の具体的な対応を前提としてもなお避難計画に問題があることの指摘になっていない。そのため、これらの指摘は、段階的な避難等を前提としてもなお避難計画に問題があることを述べる内容になっていない。」（同準備書面25頁）

と反論するが、上記のように、段階的避難の開始は一斉避難となり、かつ、検査場所が開設できず、バスの確保と配備ができなければ、避難計画に従った避難ができなくなることは明らかである。それが避難計画の問題点である。

2 一定の時間があっても検査場所が開設できず、バスの確保と配備ができないことに変わりはない

被控訴人は、

「避難退域時検査場所の開設準備体制が構築されてから住民の避難や一時移転が開始されるまでに一定の時間があり、その間に避難退域時検査場所の開設を完了させることができるから、避難退域時検査場所の開設可能性等についての指摘は失当である。」(同準備書面 25 頁)

と反論するが、そもそも被控訴人はこれまで、検査場所が開設できることの根拠とバスの確保と配備ができることの根拠を明らかにしていない。「一定時間」とは何時間、何日か明らかにされていないだけでなく、その時間、その日数さえあれば、検査場所が開設できて、バスの確保と配備ができる根拠も明らかにされていない。バスの確保と配備については、時間と日数に関係なく、不可能であることは、これまで繰り返し控訴人らが述べているとおりである。

3 問題点を具体的に記載している

被控訴人は、

「上岡氏意見書は、「避難退域時検査等場所到着時間が 66 時間 20 分等（90%避難時間）と示されている」、「県の避難計画に沿ったシミュレーション結果であるから当然段階的避難を前提としている。」と述べるが（甲 B 第 49 号証（12 頁））、これらは、避難元から避難退域時検査等場所到着までの一時移転の時間の長さを問題視するものであると考えられる。」(同準備書面 25 頁)

「これらの指摘は、女川地域の緊急時対応に記載されている U P Z 内における住民避難の具体的な対応に関してどのような点で問題があるのかについて具体的に記載しておらず、女川地域の緊急時対応に記載されている U P Z 内における住民避難の具体的な対応を前提としてもなお避難計画に問題があることの指摘になっていない。」(同準備書面 26 頁)

と反論するが、検査場所に到着する時間が66時間以上あったとして、検査場所を開設できないことには変わりがないし、バスの確保と配備ができないことにも変わりがない。それらが避難計画の問題点である。上岡氏の意見書は「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」点については控訴人と同じ考えに立っており、概要版もその視点で分析するべきである。上記1のとおり「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」ことになれば、一時移転自体、不可能である。

4 追加シミュレーションに言及していなくても結論が変わりがない

被控訴人は、

「上岡氏意見書の「避難退域時検査等場所到着時間が66時間20分等(90%避難時間)」という記載は、前記第3の3において述べたとおり、UPZ内住民の一時移転率100%(UPZ内住民の自主避難率0%)の「西北西一西」方面の一時移転のシナリオ(甲B第51号証(24頁)のシナリオNo. 13)の結果について述べたものである。これは、対象区域のUPZ内住民の一時移転が、一斉に行われる場合の90%避難時間(避難退域時検査等場所到着時間)のシミュレーションであるところ、調査事業では、個人の避難時間短縮に向けて、前記第3の4において述べたとおり追加シミュレーション(空間的分散シミュレーション及び時間的分散シミュレーション)も行われている。また、上岡氏意見書は、一時移転にかかる時間が最も長いシミュレーション結果のみを抽出して意見を述べるだけで、追加シミュレーションによる効果については全く言及していないことから、自己の主張に都合のよいシミュレーション結果に基づき意見を述べているに過ぎない。」(同準備書面26～27頁)

と反論するが、個人の避難時間短縮に向けた追加シミュレーションを前提にし

ても「検査場所を開設できない」「バスの確保と配備ができない」ことになりかねなければ、避難計画に従った避難ができないことは明らかである。

5 風向・風速いかんにより一斉避難になる

被控訴人は、

「上岡氏意見書の上記の記載部分は、宮城県女川観測点における風向・風速の一例を示しているに過ぎず、短期間のうちに事実上の一斉避難の状況に至る可能性が高いとしている具体的な根拠が不明であるほか、本件発電所のUPZ内において、空間放射線量率が基準値を超過し、UPZ内の対象区域の住民の一時移転等が必要となることを示していることにはならない。」（同準備書面27頁）

と反論する。被控訴人は「宮城県女川観測点における風向・風速の一例を示しているにすぎず」などというが、たとえば気象庁の女川観測点における2024年5月1～31日の1時間ごとの744時間分の風向記録²から集計すると、各々の時間帯において、その12時間前と比べて風向が45度以上変化した割合は85%、90度以上変化した割合は63%である。またこの間に「静穏（気象用語で風速0.2m/秒以下、いわゆる無風のこと）」は3%以下である。すなわち意見書で指摘した風向の変動は「一例」などではなく、住民居住地域が次々と避難・移転対象区域にかかり事実上の一斉避難となる可能性が高いことが気象データから示されている。しかも緊急事態の進展の予測は困難である。甲B46の1～9は、福島第一原発事故の平成23年（2011年）3月13日から3月16日までの間の新聞記事であるが、政権、東京電力、保安院のい

² 気象庁・過去の気象データ検索

<https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>

ずれも、事故がどのように拡大するか予測できず、手探りの中、目先の対応に追われた。3月12日には、半径20km内の住民に避難指示が出されている（甲B46の2～3）。

つまり、段階的避難になるか一斉避難になるかは、事故の拡大いかん、それに伴う放射性物質の拡散いかんにかかっているが、緊急事態の進展の予測は困難である以上、放射性物質の拡散状況を的確に判断することも困難である。国、地方自治体としては早め早めの避難を呼びかけざるを得ないのである（控訴人の第4準備書面8頁～10頁参照）。

長時間風速ゼロの状態が続くことがない以上、次々に空間放射線量率が基準値を超過する区域が生じ、一時移転の区域が続出することになる。避難計画は、長時間風速ゼロという極めて稀な状態を前提にするべきではなく、通常の状態、すなわち、風向き、風速如何で一斉避難になることを前提にするべきである。一時移転の区域が長時間固定されると主張するのであれば、その根拠を明らかにするべきである。

長時間風速ゼロという状態が生じなければ、最悪を想定した早めの避難を呼びかけざるを得ず、自主避難を止める方法がなければ、段階的避難は一斉避難と区別がつかなくなる。検査場所は最初の一時移転の区域の人達が到着するまでに開設しなければならず、それまでに開設できなければ、開設できないことになり変わらない。

6 「検査場所を開設できない」ことに変わらない

この点について被控訴人は

「避難退域時検査の実施にあたっては、備蓄資機材を活用し、大規模な要員を動員するなど避難退域時検査を円滑に行うための体制が整備されている。」

（同準備書面28頁）

と反論する。しかし、被控訴人の派遣する600名についてすら、

- ① 確保されたのかどうか
- ② (食料、宿泊設備、交替期間、防護服の確保等について) どのような条件を提示して確保したのか

を明らかにしておらず、600名の要員の派遣自体、できるかどうか不明である。検査場所を開設できると言えるためには、控訴人の第3準備書面で指摘する

- ① オフサイトセンターが機能しない。
- ② 検査場所を開設できない。
- ③ 検査場所毎の必要最小限のレーン(可搬型ゲートモニター)(以下、レーン)数を確保していない。搬入もできない。
- ④ 検査場所に必要最小限の要員を確保していない。派遣もできない。
- ⑤ 検査場所の必要最小限の資材を確保していない。搬入もできない。
- ⑥ 食料、宿泊施設、トイレを確保していない。搬入もできない。
- ⑦ レーン、要員、資材、食料、宿泊施設、トイレ等を避難車両が検査場所の周囲の道路を埋める前に搬入させることができない。
- ⑧ 検査場所毎の継続日数が不明(継続日数に見合う要員、資材、食料等を確保していない)。

について、一つずつ認否・反論するべきである。これまで反論していないということは、反論できないものと見なすべきである。

7 「バスの確保と配備ができない」ことも変わりがない

被控訴人はこの点についても

「宮城県バス協会との協定や（宮城県以外の）他県との応援協定等を通じて、住民の避難や一時移転に必要な輸送能力を確保する体制が整備されている。そして、警戒事態に至った場合、宮城県は、PAZ及び準PAZ内住民の避難用バスを手配するために宮城県バス協会等に準備要請を行い、その後、事象が進展した場合、宮城県は、UPZ内住民の一時移転等に備え、宮城県バス協会等にバスの派遣準備を要請するのであるから、避難や一時移転の際に一時集合場所へのバスの配備ができないかのような上岡氏意見書の指摘は失当である。」（同準備書面28～29頁）

と反論する。バスの確保と配備についても、控訴人らの第3準備書面32頁以下で指摘する問題点、すなわち、

- ① 緊急輸送に必要なバスのトータル台数（席数）を把握していない
- ② バス事業者に協力を要請する責任について、県と協会との間に争いがあり、バス事業者に対する協力要請が（双方から）行われていない
- ③ 厚生労働省の改善基準告示で定める運転手の拘束時間（「1日（始業時刻から起算して24時間）の拘束時間は13時間以内を基本とし、これを延長する場合であっても16時間が限度」「1日の休息期間は継続8時間以上必要」）（甲B11の7の3）内に事業所を出て、事業所に戻ることは不可能
- ④ 添乗員（市の職員）を確保していない。添乗員の役割も決められていない
- ⑤ 検査場所を開設できないことを事業者に知らせれば、バスを提供してくれる事業者はいない

について、一つずつ認否・反論するべきである。これまで反論しないということは、反論できないということであり、そのように見なすべきである。

8 「トイレ・食料・水等の避難者の生理的欲求」の問題について

この点について被控訴人は

「UPZ内住民の一時移転が段階的に（車両を分散する形で）行われれば、前記第3の4で述べた時間的分散シミュレーション（シナリオNo. 30）の個人の平均避難時間のシミュレーション結果から見ても、一時移転の際の一人あたりのトイレの頻度は限られたものとなる。」（同準備書面29頁）

と反論する。しかし、風速がゼロの状態が長時間続き、一時移転の区域が長時間固定されるという極めて稀な状態が生じない限り、一時移転は一斉避難と区別がつかなくなるのであるから、UPZ内住民の一時移転が段階的に（車両を分散する形で）行われるという保証はない。

また、「検査場所が開設できない」ことになれば、検査場所に向かう渋滞につかまった避難車両の避難者は、長時間トイレを我慢しなければならない。来ると信じて一時集会所でバスを待つ人達の食料や水の確保も重要である。トイレ・食料・水等の避難者の生理的欲求は「検査場所を開設できるか」「バスの確保と配備ができるか」と密接に関連する。

「検査場所を開設できるか」との関係では、上記6の被控訴人が責任を持つ検査場所への600名の確保に関連するだけでなく、トイレ・食料・水等の確保は検査場所の開設条件の一つでもある。「バスの確保と配備ができるか」との関係では、トイレを探しつつ運転しなければならないということではバスを提供する事業者がいない。バスに食料、水等が確保されなければ、同様にバスを提供する事業者はいない。その意味において、バスの確保の条件の一つである。

9 能登半島地震のような地震が発生すれば、女川地域においても同じ被害が発生する

被控訴人は

「上岡氏意見書の「第3」の「その1」の記載は、中央防災会議で示された南海トラフ巨大地震の被害想定や令和6年1月1日に発生した石川県能登地方の地震（以下「能登半島地震」という）の実績等によれば、女川地域においても地震による同様の道路支障等の被害が生じることを当然の前提としているものと思われるが、何ら根拠がないと言わざるを得ない。また、上岡氏意見書は、「自動車での移動の場合、途中の一か所でも道路支障があれば、・・・(中略)・・・そこで動けなくなる」（甲B第49号証（6頁））と記載し、中央防災会議の道路施設被害の統計結果における「道路施設被害箇所」の全箇所を、「自動車通行不能箇所」に置き換えている点に誤解があるように思われるが、その点を措くとしても、上岡氏意見書の「第3」の「その1」の記載は、南海トラフ巨大地震の被害想定や能登半島地震による被害等の状況から、本件発電所の周辺地域において道路支障が発生する抽象的な可能性について指摘するのみで、本件発電所の周辺地域の実状等を踏まえた具体的な指摘はなされておらず、本件発電所の周辺地域において道路支障が発生する根拠にはなっていない。」（同準備書面30～31頁）

と反論する。被控訴人は「南海トラフ巨大地震の被害想定や能登半島地震による被害等の状況から、本件発電所の周辺地域において道路支障が発生する抽象的な可能性」などというが、国内の国道・地方道は「道路構造令」その他いくつかの全国共通の技術的基準により建設されているのであって、女川地域の道路が特に堅固であるなどという条件があるはずもないから、南海トラフ巨大地震の被害想定や能登半島地震と同じ確率で通行支障が発生する仮定は合理的である。

参考までに能登半島地震では、発災後4日経っても、検討対象道路1806kmのうち「通行止」が128箇所、「通行規制（片側交互通行・車線規制）」が157箇所発生している。これは地震に起因するのであるからすべて同時に

発生した通行支障である。これを女川地区で避難に使用される可能性のある道路延長2244kmにあてはめれば、159箇所の「通行止」と195箇所の「通行規制」が発生することになる。「原子力災害対策指針」で求められる避難（1日程度）あるいは一時移転（1週間程度）というような期間でこれらが復旧できるとは考えられない。これより住民が避難できないことはもとより、検査場所に関してはかりに人員や機材の調整ができたとしてもその搬入ができないから検査場所は開設できないし、またバスの手配に関してはかりに車両や運転手の調整ができたとしても一時集合場所まで到達できないから、いずれも破綻することは明白である。

また、宮城県の「原子力災害時避難経路阻害要因調査」「避難行動周知促進調査」の避難時間シミュレーションにおいては、部分的な通行支障ケースは想定しているにしても、159箇所の「通行止」と195箇所の「通行規制」が同時に発生する想定はなく、現実性を欠くというべきである。

以上のように、本件発電所の周辺地域の道路状況は、能登半島と大きく異なることはないから、能登半島地震のような地震が発生すれば、本件発電所の周辺地域の道路にも同じ被害が発生する。

10 道路支障箇所が発生すれば、避難は不可能である

被控訴人はこの点について、

「本件発電所の周辺地域において、自然災害等で道路等が通行不能になった場合には、代替避難経路の設定、被害状況の把握、道路の復旧等の対策が講じられることになっており、さらに、これらの対策で対応が困難な場合には、全国の実動組織が支援する体制が整えられていることから、仮に上岡氏意見書に記載されている「道路支障箇所が発生」（甲B第49号証（6頁））した場合であっても、避難の実施については対応可能である。」（同準備書面31～32頁）

と反論するが、「代替避難経路の設定、被害状況の把握、道路の復旧等の対策が講じられる」「実動組織が支援する体制が整えられている」は抽象的方針に過ぎない。方針どおりの結果が得られるかどうか不明であるだけでなく、得られる時期も不明である。2～3年後に達成されるのであれば、避難計画の実効性と無関係である。能登半島でできなかった復旧が、本件発電所の周辺地域であれば可能ということはない。

女川原発で大事故が発生した場合、多数の道路の破損を乗り越えて検査場所を開設し、バスの確保と配備をする必要がある。通常時ですら、検査場所を開設できず、バスの確保と配備ができないのであるから、能登半島地区のような地震が発生し、多数の道路が破損した場合、それらがなお困難になることは明らかである。

1 1 「上岡氏意見書の「第3」の「その2」の能登半島地震の実態をみれば、原子力災害対策指針に記載された緊急時対策は実行不可能である」について

この点について被控訴人は

「女川地域の緊急時対応においては、自然災害等により屋内退避が困難となった場合を想定し、UPZ内の防護措置について次のような対策が整えられている（乙第12号証（136頁））。地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施する。その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示が出ている中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害がさらに激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施する。屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び宮

城県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施する」（同準備書面35頁）

と反論する。

そこで指摘されている「家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施する。」「市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施する」が実施可能かどうかは、上記9と同じ問題、すなわち、実施可能かどうか、実施可能であっても、いつ可能かという問題がある。

自然災害と共に女川原発で大事故が発生した場合、検査場所の検査を得て最終避難所に避難しなければならず、検査場所が開設できず、バスの確保と配備が不可能であれば、「市町が開設する近隣の別の指定避難所等への避難」「UPZ外への避難先への避難」はいずれも不可能である。

第5 結論

上記第3、第4で述べたように、

- 1 緊急事態の進展の予測は困難である。放射性物質の拡散状況を的確に判断することも困難である。そのため、早め早めの避難を呼びかけざるを得ない。自主避難を止める方法もない。風速が長時間ゼロという極めて稀な状態が生じない限り、段階的避難は一斉避難と区別がなくなる。最初の一時移転の区域の避難者が検査場所に到着するまでの間に検査場所を開設することは不可能である。
- 2 「概要版」は、控訴人らの主張する「検査場所は開設できない」「バスの確保と配備は不可能」に影響を与えるものではない。
- 3 女川原発の大事故が能登半島地震のような大地震と共に生じた場合、検査場

所の開設とバスの確保と配備はなおのこと困難である。

被控訴人の反論は上記 1 ～ 3 に影響を及ぼす内容ではない。

以上